



平成 29 年 7 月 6 日
大臣官房運輸安全監理官

運輸安全マネジメント評価の実施に係る 基本的な方針の改正について

本日、運輸審議会の答申を踏まえ、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点化や中小規模事業者の取組の促進等を内容とする、運輸安全マネジメント評価に係る基本的な方針を定めました。国土交通省は、本方針に基づき、運輸安全マネジメント評価を適切に実施し、輸送の安全の確保を目指します。

国土交通省では、運輸安全マネジメント制度の創設から 10 年が経過したことから、運輸安全マネジメント評価に係る基本的な方針について、本年 5 月 30 日付けで運輸審議会に諮問を行い、本日、同審議会から答申が出されたことを受け、同方針を定めたので、公表します。

上記方針は、本年 4 月 11 日の運輸審議会運輸安全確保部会とりまとめを踏まえ、貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点化、中小規模事業者の取組の促進、安全統括管理者の活動支援等の新たな施策の実施を位置付けるとともに、運輸安全マネジメント評価における重点確認事項等を定めています。

上記方針の全文は、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

【お問い合わせ先】

国土交通省大臣官房運輸安全監理官室 企画調整官 吉岡 (22-052)
(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8797 (FAX) 03-5253-1531